

第12回新型コロナウイルス感染症対策本部

日時：令和2年5月20日（水）午前9時～

場所：区議会第1委員会室

議事次第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

第23回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年5月15日（金）13時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月14日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,389,935	84,106
ロ シ ア	241,932	2,208
英 国	229,705	33,186
ス ペ イ ン	228,691	27,104
イ タ リ ア	222,104	31,106
ブ ラ ジ ル	188,974	78,424
ド イ ツ	174,098	7,861
ト ル コ	143,114	3,952
フ ラ ン ス	140,734	27,074
イ ラ ン	112,725	6,783
そ の 他	1,227,685	59,488
合 計	4,299,697	361,292

※ 204の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月14日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	4,997	203
大 阪 府	1,750	62
神 奈 川 県	1,203	59
北 海 道	979	68
埼 玉 県	973	44
千 葉 県	888	40
兵 庫 県	694	35
福 岡 県	656	24
愛 知 県	496	34
京 都 府	356	13
そ の 他	2,916	105
合 計	15,908	687

※チャーター便帰国者15名、空港検156名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 5,027名（5月14日19時15分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 5,024名（うち死亡者212名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

	第 23 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 8 日	第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4 月 1 日	第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4 月 6 日	第 26 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 7 日	第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 1 日	第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 1 6 日	第 29 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
4 月 2 2 日	第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 4 日	第 31 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 2 7 日	第 32 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 日	第 11 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
5 月 4 日	第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5 月 1 4 日	第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

1 月 2 4 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 1 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 7 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 2 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 8 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 3 回東京都危機管理対策会議
1 月 2 9 日	新型コロナウイルス関連肺炎第 4 回東京都危機管理対策会議
1 月 3 0 日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
	第 1 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1 月 3 1 日	第 2 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 3 日	第 3 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 7 日	第 4 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 2 日	第 5 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 4 日	第 6 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 7 日	第 7 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 1 8 日	第 8 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 1 日	第 9 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2 月 2 6 日	第 10 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 日	第 11 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 1 2 日	第 12 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 3 日	第 13 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 2 6 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3 月 2 7 日	第 14 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3 月 3 0 日	第 15 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4 月 1 日	第 16 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載
(5月13日現在)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始
(ほぼ毎日午後6時45分から配信) (5月11日より、午後6時30分からに変更)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載
(4月14日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対応策（第四弾）を発表
(4月15日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型

コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）

- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続
(戦略政策情報推進本部)

- ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
- ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入

(財務局)

- ・ 都庁展望室の休室
- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
- ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレットペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計1850台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化

- ・「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・広報東京都 5月号 1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第4弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長
- ・芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の個人登録受付を開始

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

(住宅政策本部)

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

(環境局)

- ・自然公園施設等の利用休止の実施

(福祉保健局)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ
(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知

- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和 2 年 5 月 6 日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
(区市町村には都の措置を参考に協力を要請)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
(区市町村には都の措置を参考に協力を要請)

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
(令和 2 年度「東京都職員 I 類 B 採用試験 (一般方式・新方式)」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

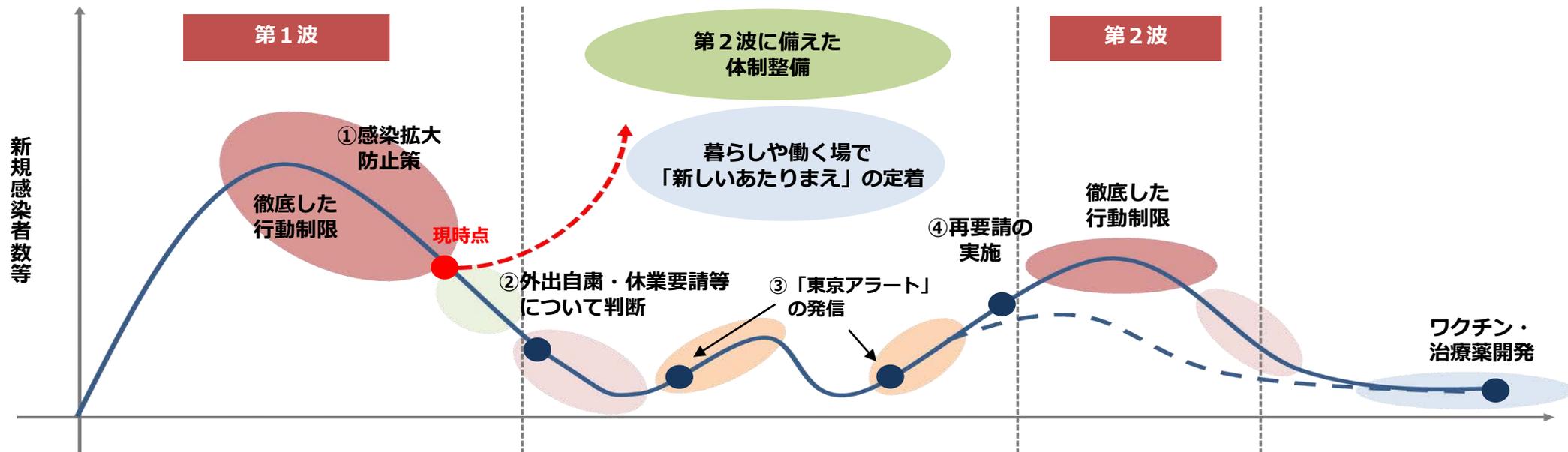
- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習 (危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等) の一部休止
- ・ 採用試験の延期 (令和 2 年度「東京消防庁消防官 (専門系及び I 類)」)
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等と呼ばかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(骨格)

- 1 緊急事態宣言下においては、外出自粛等の徹底を通じて、感染を最大限抑え込む
- 2 その後、適切なモニタリング等を通じて、慎重にステップを踏み、都民生活や経済社会活動との両立を図る
- 3 状況の変化を的確に把握し、必要な場合に「東京アラート」を発動し、外出自粛等の再要請をするなど感染拡大防止の徹底を図る
- 4 今後、発生が予想される「第2波」に対応するため、万全の医療・検査体制を整備する
- 5 ウイルスとの長い戦いを見据え、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣 = 「新しいあたりまえ」が定着した社会を構築する



緩和・再要請検討のモニタリング指標

感染状況	①新規陽性者 <20人/日	②リンク不明率 <50%	③週単位の増加比 <1
医療提供体制	④重症患者数	⑤入院患者数	
モニタリング	⑥PCR検査の陽性率	⑦受診相談件数	

休業要請の緩和措置のステップイメージ

ステップ0	● 現行の外出自粛の要請、施設使用停止の要請、イベント開催自粛の要請
ステップ1	● 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和 (例) 博物館、美術館、図書館
ステップ2	● クラスター歴がなく、3密になりにくい施設を緩和 (例) ・劇場等 → 入場制限や座席間隔の確保 ・飲食店 → 営業時間短縮の一部緩和
ステップ3	● クラスター歴があるか、又は高リスクの施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開

緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標(案)

判断指標	指標項目	国宣言解除	目安となる数値		指標の考え方
			緩和	再要請	
感染 (疫学的) 状況	① 新規陽性者数	<10 人/日 ※	<20 人/日	50 人/日	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況を把握・感染拡大の兆候を察知(②と合わせて判断) 第1波の感染拡大局面の状況を踏まえて、目安を設定
	② 新規陽性者における接触歴等不明率	-	<50%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 市中感染の拡大状況を把握 新規陽性者のうち接触歴不明者が10人/日未満となる50%で目安を設定
	③ 週単位の陽性者増加比	<1	<1	2	<ul style="list-style-type: none"> 新規感染者数の直近の増減傾向を反映(1未満=減少傾向、2以上=倍加) 再要請の目安は、感染拡大が始まった3月下旬の数値を設定
医療 提供体制	④ 重症患者数	-	(5/14現在) 54人		<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制のひっ迫状況を把握 ICU等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者数を計上
	⑤ 入院患者数	-	(5/13現在) 1,320人		<ul style="list-style-type: none"> 重篤・重症・中等症用の病床として、約3,300床確保 確保病床の利用状況を把握
モニタリング (監視体制)	⑥ PCR検査の陽性率	-	(5/12実績) 5.0%		<ul style="list-style-type: none"> 適切な検査体制を前提として、新規感染者の動向を把握するための補助的な指標
	⑦ 受診相談窓口における相談件数	-	(5/11実績) 1,760件		<ul style="list-style-type: none"> 患者数の増減など、感染の兆候を察知

※10万人あたり0.5人という国の指標をもとに都の人口で算出

(①②⑥は7日間移動平均で算出)

モニタリング指標の運用方針(案)

感染状況、医療提供体制、監視体制の観点から、7つの指標について常にモニタリングを行い、東京アラートの発動や必要な休業要請を行うことなどを通じて、感染拡大を適切にコントロールする。

休業要請の緩和

感染状況の指標が全て緩和の目安を下回った場合、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的な判断により、緩和を実施。緩和については、2週間単位をベースに状況を評価し、段階的に実施する。

「東京アラート」の発動

1項目以上の指標の数値が緩和の目安を超えるなど、警戒すべき状況と判断される場合には、「東京アラート」を発動し、都民に警戒を呼びかける。

休業の再要請

複数の指標の数値が再要請の目安を超えた場合には、その他の指標も勘案しながら、審議会の意見を踏まえ、総合的に判断して再要請を実施する。

休業要請の緩和措置のステップイメージ

事業者に対する休業要請等

ステップ0

- 遊興施設、運動・遊技施設、劇場
商業施設等を対象
- 飲食店等は短縮営業（20時まで）
- イベント自粛

ステップ1

- 都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和
（例）博物館、美術館、図書館
➡入場制限等を設けることを前提に施設の再開

ステップ2

- クラスター歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和
（例）・劇場等 ➡入場制限や座席間隔の留意を前提とした施設の再開
・飲食店 ➡営業時間短縮の一部緩和

- 小規模のイベント開催を可能

ステップ3

- クラスター歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開

- 中規模のイベント開催を可能

適切な感染予防策を講じたうえで、全面緩和

「第2波」に備えた体制整備

今後予想される第2波に備え、その間を利用して、検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の適格な把握等ができる体制を整備

【これまでの対応】

検査

- ✓ 健康安全研究センター・民間検査機関の体制強化
- ✓ かかりつけ医・PCRセンターとの連携による検査体制の拡充
(最大約3,100件/日に拡大)

医療

- ✓ 都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力を得て、感染拡大に応じた病床確保を着実に推進
(3,300床確保済み)
- ✓ 軽症者用に宿泊療養施設を確保
(5施設・2,865室)

患者情報 ・ 感染状況

- ✓ 「患者情報管理センター」の設置
- ✓ 都職員派遣による保健所の取組支援、保健所・医療機関等との連携

【感染の再拡大期も見据えた今後の対応策】

迅速に検査を受けられる体制の充実

- ✓ 新型コロナ外来の拡充、PCRセンターの設置支援(5月末までに23区21市まで拡大)により都内全域における検査体制を充実
- ✓ 新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用や積極的な設備整備・人材育成の促進による検査能力増強 など

これまでの都の取組を検証し、 症状に応じた医療提供体制を整備

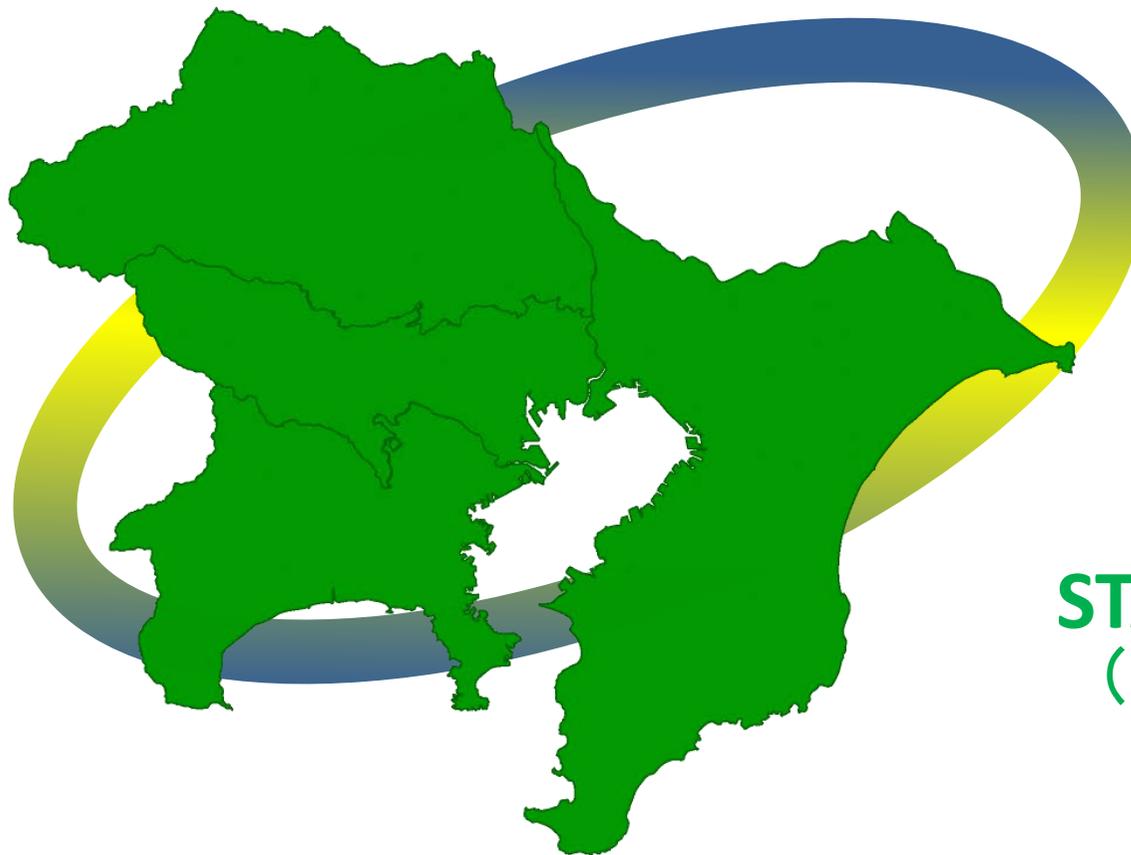
- ✓ 発生状況に応じて病床を確保(最大4,000床)
- ✓ 病院機能に応じた重篤・重症・中等症用病床の確保、感染症入院重点医療機関、専用医療機関の整備
- ✓ 軽症者等用の宿泊療養施設の確保
- ✓ 医療機関における感染症対策人材の育成・確保
- ✓ ガイドラインや動画作成など院内等感染防止対策の強化
- ✓ 医療物資の確保(マスク、アルコール消毒液・防護服)

患者情報の的確な把握・モニタリングの強化

- ✓ 都と保健所の一体的な取組の推進による情報管理・患者支援機能の強化
- ✓ 接触確認アプリの活用等による接触状況の把握

感染拡大防止に向けて1都3県で協力

生活圏が連なっている一都三県が緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症の収束を目指していく



STAY in TOKYO
(東京にしよう)

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

緩和・再要請を判断する際に用いるモニタリング指標(案)

① 新規陽性者数

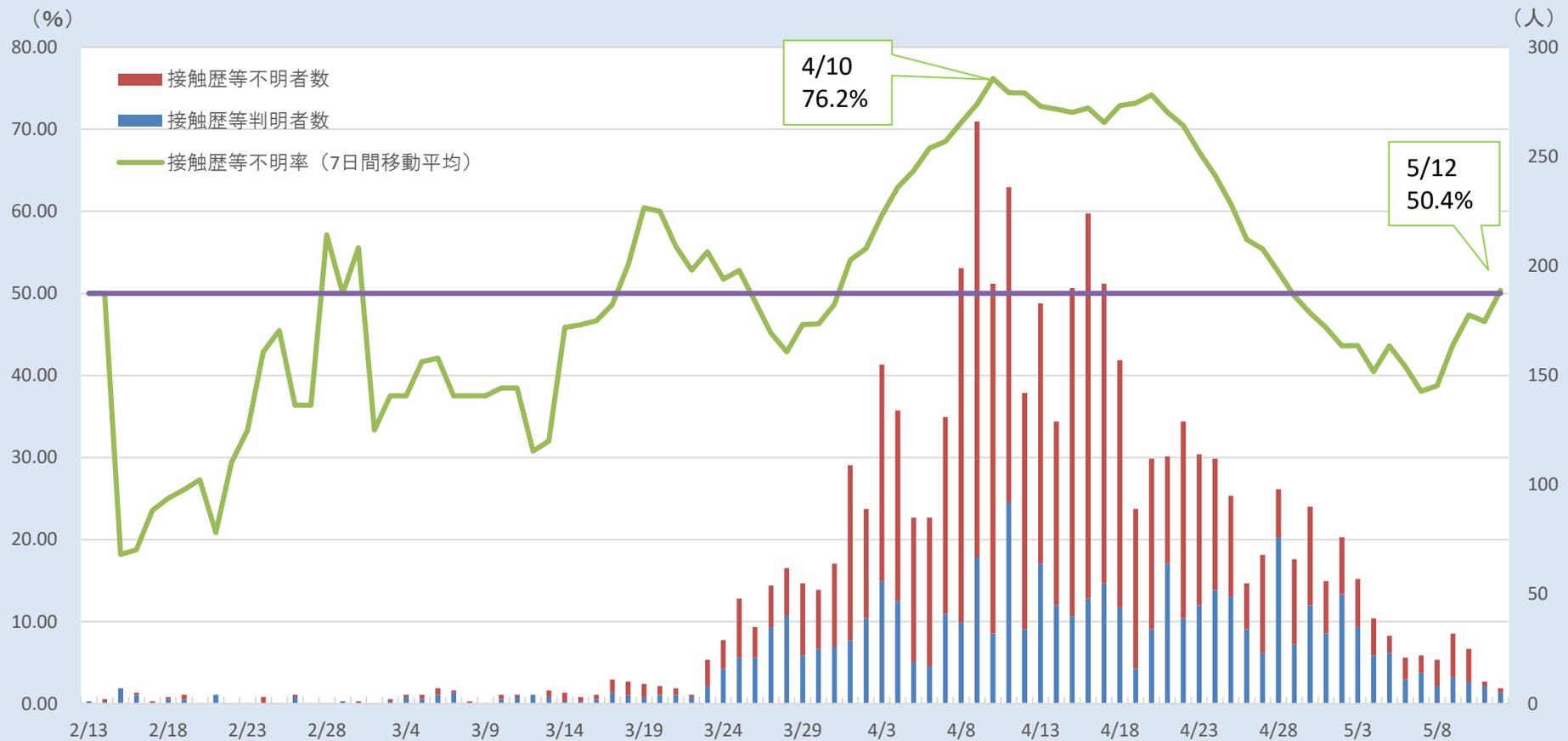
- 新規陽性者数の推移は陽性者の発生状況、発生 of 始期、発生期間、症例の増減を把握でき、介入の効果や終息の判断にも使われる。



確定日別新規陽性者数は、3月中旬以降増加し、4月9日には最大266人まで急増した。7日間移動平均の推移をみると4月16日以降に減少に転じ、直近では20人まで減少した。

② 新規陽性者における接触歴等不明率

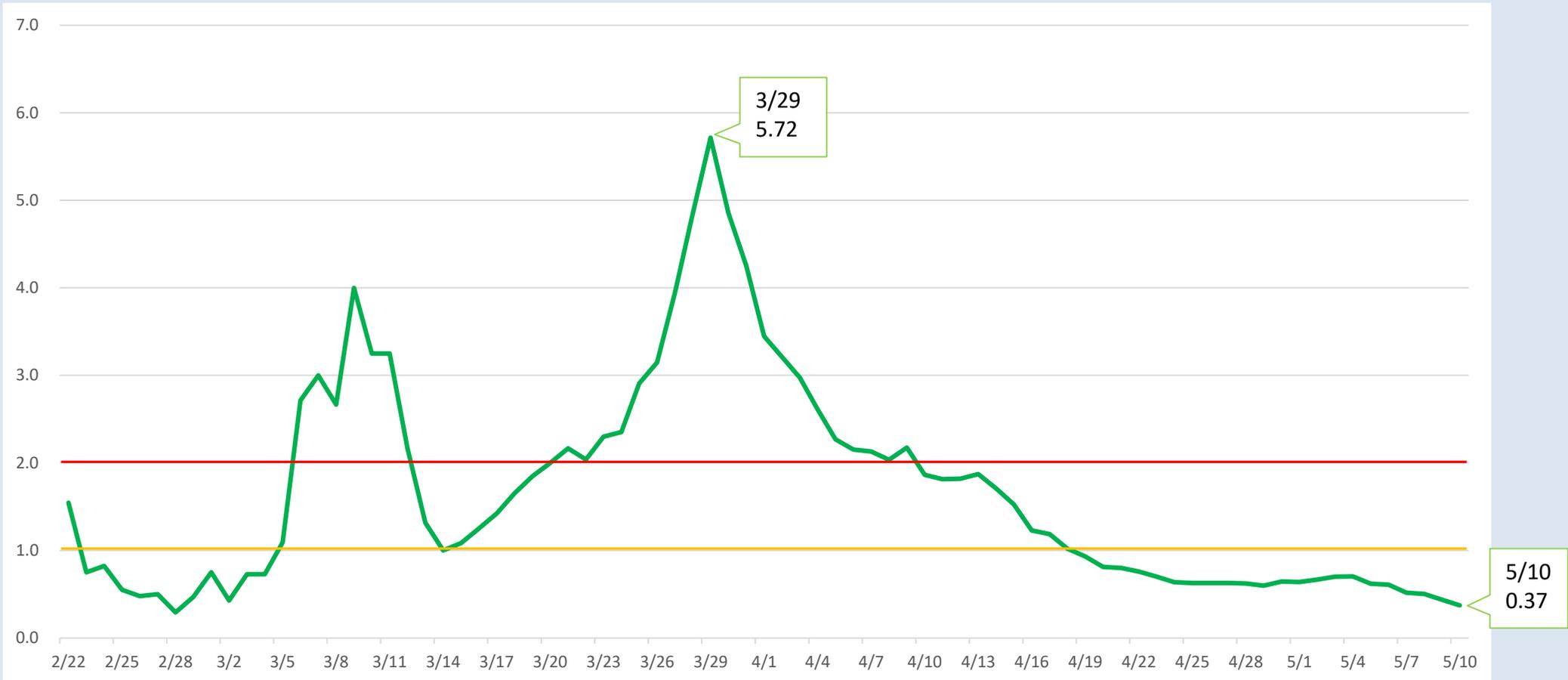
- 感染地域への渡航歴や患者との接触歴がある場合には、感染の連鎖が追えていることになり、感染の広がりが限定的であることを意味する。
- 一方、どこで感染したか分からない者（接触歴等不明者）が増加している場合には、市中で感染が広まっていることを示唆する。また、接触歴等不明率が低いということは保健所の調査が確実に行われているという指標にもなる。



接触歴等不明率は、4月中旬を中心に70%を超える日が続いたが、4月末からほぼ50%を下回っている。

③ 陽性者増加比（1週間比較）

- 直近1週間の新規感染者の報告数とその前の1週間の報告者数の比。1を上回ると増加し、1を下回ると減少する。比率が高くなると急激な感染拡大の可能性があり、モニターしていく必要がある。



3月5日以降、1を上回って推移し、3月29日には前週と比較し5.7倍へ増加した。増加比はその後減少に転じ、4月19日以降は1を下回って推移し、陽性者は減少傾向となっている。

④ 重症患者数（人工呼吸器・ECMO又はICU使用数）

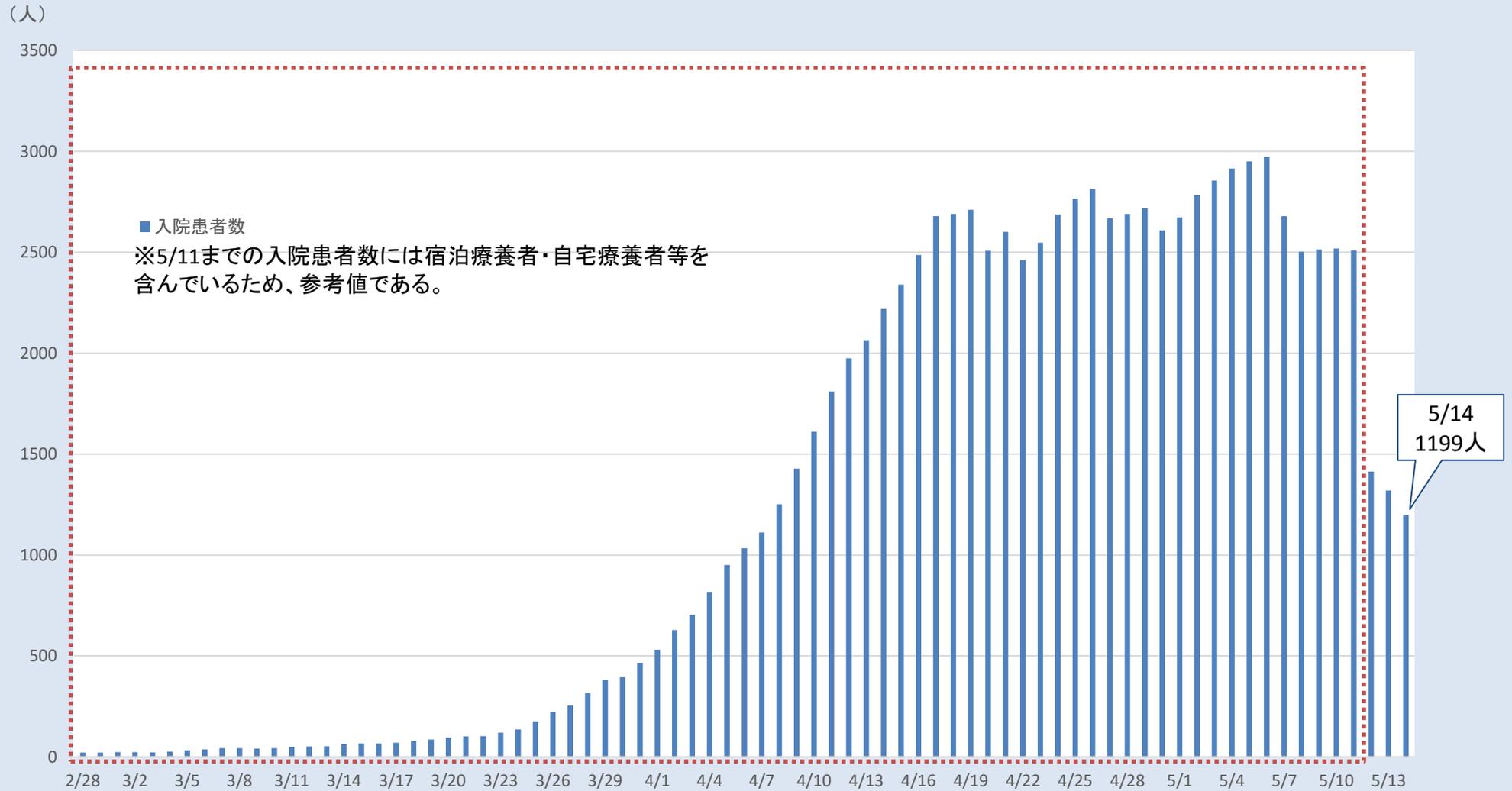
- 重症患者は、治療期間が長期化するため、その発生数が減少しても、すぐには総数は減少せず、医療従事者の負担が減少しにくい。
- 人工呼吸器・ECMO・ICUの総数は有限であり、重症患者の急増により医療資源がひっ迫する恐れがある。



データの比較が可能な4月27日以降で見ると、4月末をピークに、減少傾向となっている。

⑤ 入院患者数

- 入院患者数は、その時点で使用している病床数を示し、医療提供体制が整えられているかを反映するものである。



4月中旬ごろまで増加傾向にあったが、直近3日間では減少傾向となっている。

⑥ PCR検査の陽性率

- 陽性率は、新規のPCR検査件数に対する陽性者数の割合であり、新規感染患者数の増減の傾向を把握できる。

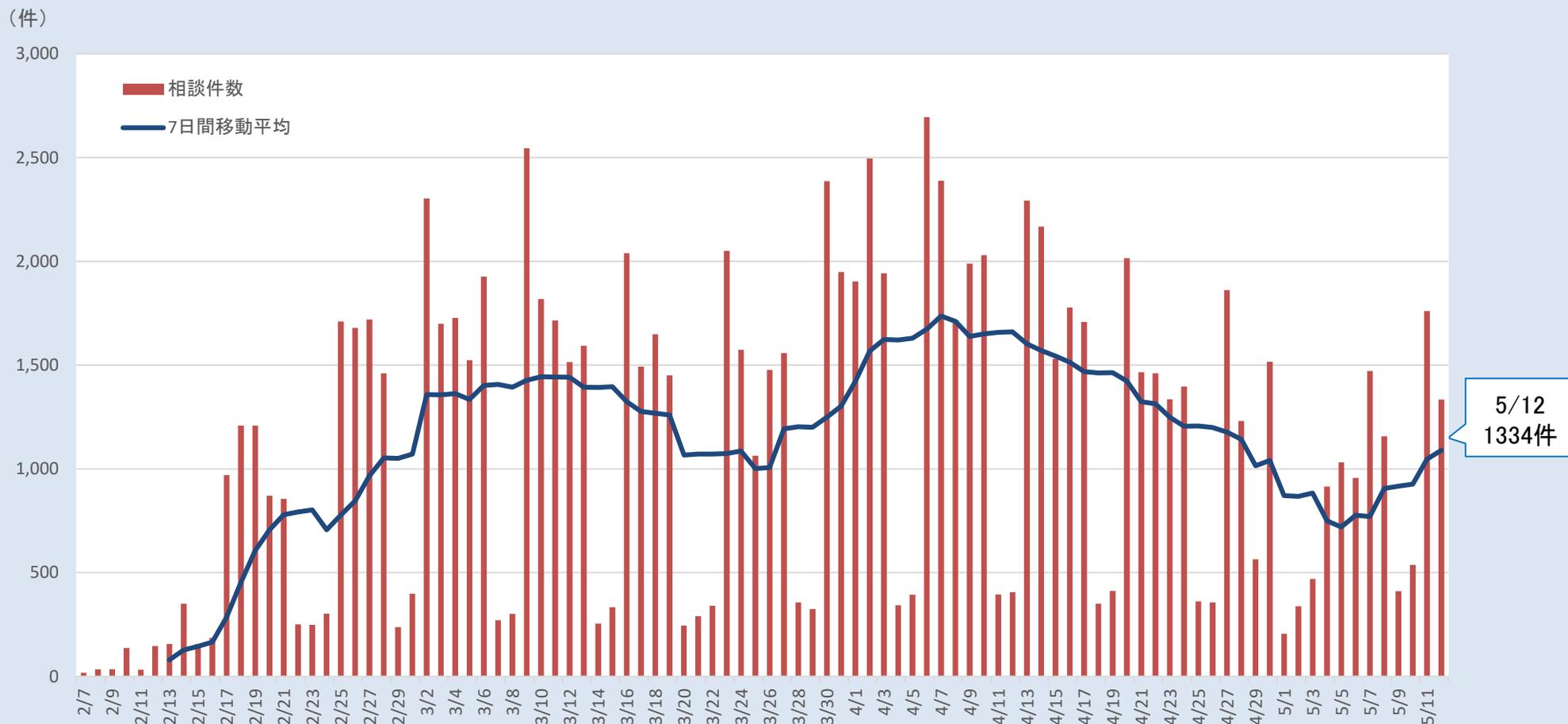


※ 5月7日以降は①東京都健康安全研究センター、②PCRセンター（地域外来・検査センター）、③医療機関での保険適用検査実績により算出。
4月10日～5月6日は①②のみ、4月9日以前は①のみのデータ

新規陽性者数が増加を始めた3月下旬に10%を超え、4月中旬には30%を超えるなど、高水準となった。その後は低下傾向にあり、直近では10%を切る水準となっている。

⑦ 受診相談窓口における相談件数

- 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある方や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている方が受診相談できる窓口で、必要な問診が行われる。
- このため、相談件数の増加は、このような症状を呈する者の増加を反映する可能性があり、新規陽性者の判明前に現れることから、今後の予兆の指標となり得る。



2月中旬以降に増加し始め、4月の第2週にピークとなったが、その後は減少傾向にある。

第24回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年5月19日（火）15時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月18日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,486,423	89,550
ロ シ ア	281,342	2,627
英 国	243,303	34,636
ブ ラ ジ ル	241,080	16,118
ス ペ イ ン	231,350	27,650
イ タ リ ア	225,435	31,908
ド イ ツ	176,369	7,962
ト ル コ	149,435	4,140
フ ラ ン ス	142,411	28,108
イ ラ ン	120,198	6,988
そ の 他	1,369,666	64,551
合 計	4,667,012	314,238

※ 204の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月18日0時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	5,055	237
大 阪 府	1,768	70
神 奈 川 県	1,251	63
北 海 道	1,006	74
埼 玉 県	988	46
千 葉 県	898	42
兵 庫 県	699	38
福 岡 県	657	25
愛 知 県	504	34
京 都 府	358	13
そ の 他	2,948	107
合 計	16,132	749

※チャーター便帰国者15名、空港検156名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 5,055名（5月18日19時45分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者等 5,052名（うち死亡者237名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置

- 3月28日 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
- 4月11日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月22日 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月1日 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月14日 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 1月31日 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月 8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月10日	第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月15日	第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日	第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 5日	第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月15日	第23回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（外出自粛要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・東京都緊急事態措置の延長（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年5月7日から5月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（骨格）の公表

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等3団体へマスク15万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク20万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用
- ・ 経済的に困難な状況にある大学生等にアルバイトの機会を提供する取組を実施【全庁的取組】
- ・ 御蔵島村役場の業務支援のため、三宅支庁の職員を派遣

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（5月13日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（5月19日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）（5月11日より、午後6時30分からに変更）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する支援策について、より分かりやすく検索・閲覧できる「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」を開設（5月5日）
- ・ 都主催イベントについては、緊急事態措置の延長に伴い、5月31日まで中止・延期の対応を継続（戦略政策情報推進本部）
 - ・ 東京都と区市町村との間における Web 会議の開催を促進するため、区市町村に対し Web カメラ・モニター・端末等の資材や通信費・ライセンスを提供
 - ・ 軽症者等を受け入れる宿泊療養施設に「健康アプリケーション」を導入（財務局）
 - ・ 都庁展望室の休室
 - ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
 - ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知（主税局）
 - ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
 - ・ 期限までに申告等が困難な場合、申請により申告期限の延長を実施
 - ・ 自動車税の下肢等障害者減免について、窓口申請に加え郵送による申請受付を開始
 - ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を6月1日より開始
- （生活文化局）
 - ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
 - ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
 - ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオ CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
 - ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
 - ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
 - ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
 - ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
 - ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
 - ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
 - ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトペーパー、食料品の買い占めや感染症関連の消費者トラブルについて、ホームページや SNS で発信
 - ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
 - ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
 - ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
 - ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
 - ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
 - ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供

- ・計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計 2950 台、酒精度浮ひょう 20 本）
- ・生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOS トコス〕」を開設
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・広報東京都 5 月号 1 面・2 面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第 4 弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOS を 5 月 4 日から 6 日まで臨時開設
- ・都立文化施設等の休館期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行 5 月 6 日まで）を延長
- ・芸術文化活動支援事業「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業開始

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・都立スポーツ施設等の休館

（都市整備局）

- ・感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

（住宅政策本部）

- ・都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

（環境局）

- ・自然公園施設等の利用休止の実施

（福祉保健局）

- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 11 万枚を提供
- ・都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4 月 7 日受け入れ開始）

- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等をECサイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(下水道局)

- ・ 日本水環境学会と連携し、下水中の新型コロナウイルスの分析を進めていくため、水再生センターにおいて下水の採取・保管を実施

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起

- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応を通知
（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期
（令和2年度「東京都職員I類B採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員I類A採用試験」）
- ・ 管理職選考の延期

（東京消防庁）

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和2年度「東京消防庁消防官（専門系及びI類）」）
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

令和2年第二回定例会補正予算（案）について

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症と都民生活や経済等への影響に対する「東京都緊急対策（第四弾）」に掲げる施策のほか、感染症防止と経済社会活動との両立を図るための施策等を実施するとともに、国の補正予算（令和2年4月成立）に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを計上します。

【補正予算の柱】

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策
- 2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化
- 3 感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組
- 4 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

2 財政規模

(1) 補正予算の規模

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
一 般 会 計	5,826 ^{億円}	7兆8,144 ^{億円}	8兆3,970 ^{億円}
特 別 会 計	— ^{億円}	6兆 152 ^{億円}	6兆 152 ^{億円}
公 営 企 業 会 計	5 ^{億円}	2兆 856 ^{億円}	2兆 862 ^{億円}
合 計	5,832 ^{億円}	15兆9,152 ^{億円}	16兆4,984 ^{億円}

(2) 補正予算の財源（一般会計）

区 分	歳 出	財 政 調 整 基 金			そ の 他 特 定 財 源
		国 庫 支 出 金	繰 入 金	繰 入 金	
一 般 会 計	5,826 ^{億円}	875 ^{億円}	4,474 ^{億円}	424 ^{億円}	53 ^{億円}

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

3 補正事項

区 分	今回補正
新型コロナウイルス感染症への緊急対策	5,831 億円
1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策	1,615 億円
感染拡大の防止に向けた取組	1,007 億円
「感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】	930 億円
相談体制の確保(コールセンター・受診相談窓口)【福祉保健局】	3 億円
医療機関、社会福祉施設等に提供するマスクの購入【福祉保健局】	27 億円
感染防護具の備蓄【福祉保健局】	26 億円
廃棄物処理事業者に対する新型コロナウイルス感染症緊急対策【環境局】	2 億円
郵送によるシルバーパス一斉更新【福祉保健局】	10 億円
感染拡大防止のための歯科医療設備整備事業【福祉保健局】	0.1 億円
医療機器産業への参入支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	1 億円
新事業分野開拓者認定・支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	1 億円
妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.3 億円
島しょにおける水際対策【港湾局】	1 億円
都知事選挙等における新型コロナウイルス感染症対策【選挙管理委員会事務局】	5 億円
医療提供体制等の強化	536 億円
診療体制の確保支援【福祉保健局】	10 億円
PCR検査の保険適用に伴う自己負担分の費用負担【福祉保健局】	5 億円
抗原検査の保険適用に伴う自己負担分の費用負担【福祉保健局】	5 億円
検査体制の強化【福祉保健局】	0.7 億円
民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保【福祉保健局】	201 億円
感染症法に基づく医療費等の公費負担【福祉保健局】	2 億円
感染した医師に代わり診療を行う医師派遣体制の確保【福祉保健局】	0.3 億円
休業となった医療機関に対する継続・再開支援【福祉保健局】	0.5 億円
医療従事者に対する特殊勤務手当への支援【福祉保健局】	8 億円
都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給【病院経営本部】	11 億円
宿泊施設活用事業【福祉保健局】	197 億円
医療従事者への宿泊先確保支援【福祉保健局】	19 億円
入院医療体制の確保支援【福祉保健局】	73 億円
新型コロナウイルスに関する抗体測定研究の推進【福祉保健局】	3 億円
新型コロナウイルス感染症専用医療機関の整備に向けた調査【福祉保健局】	0.1 億円
区市町村と一体となった対策	72 億円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(特別区分)【総務局】	72 億円

区 分	今回補正
2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化	3,766 億円
経済活動を支えるセーフティネット	3,111 億円
中小企業制度融資等【産業労働局】	3,041 億円
休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.8 億円
新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業【産業労働局】	4 億円
飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	6 億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るソーシャルビジネス支援事業【産業労働局】	0.7 億円
クラウドファンディングを活用した資金調達支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.2 億円
企業再編促進支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	1 億円
新型コロナウイルス感染症による中小企業経営への影響実態調査【産業労働局】	0.1 億円
島しょ地域における定期航路・航空路補助事業【総務局・港湾局】	26 億円
島しょ地域における貨物運賃補助事業【総務局・港湾局】	0.5 億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る新販路開拓に向けた設備導入支援事業【産業労働局】	1 億円
チャレンジ農業支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.4 億円
食の安全安心・地産地消拡大事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	3 百万円
島しょ漁業振興施設整備(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	0.9 億円
水産加工経営強化促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	5 百万円
漁協・漁業者経営支援対策事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	3 百万円
文化芸術活動の幅広い支援の拡充【生活文化局】	28 億円
都民生活を支えるセーフティネット	655 億円
都立学校における修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用への支援【教育庁】	0.5 億円
中小企業従業員融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策)【産業労働局】	55 億円
東京ささエール住宅設備導入補助【住宅政策本部】	1 億円
生活福祉資金貸付事業補助【福祉保健局】	574 億円
住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業【福祉保健局】	8 億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業【福祉保健局】	14 億円
新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るオンライン就職支援事業【産業労働局】	3 億円

区 分		今回補正
3	感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組	81 億円
	都立学校における新型コロナウイルス感染症対策事業の拡充【教育庁】	6 億円
	区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の拡充【教育庁】	28 億円
	私立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の拡充【生活文化局】	8 億円
	新しい生活様式に対応したビジネス展開支援【産業労働局】	35 億円
	宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業【産業労働局】	1 億円
	宿泊施設のバリアフリー化支援事業【産業労働局】	2 億円
4	社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組	369 億円
	新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る都税事務所等窓口の混雑緩和対策【主税局】	0.9 億円
	都立学校におけるオンライン学習等の環境整備【教育庁】	0.8 億円
	新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援【産業労働局】	366 億円
	デジタルトランスフォーメーション推進に係るスタートアップ実証実験促進事業【産業労働局】	0.7 億円
その他の事項		0.9 億円
	ジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業【建設局】	0.7 億円
	都議会議員補欠選挙【選挙管理委員会事務局】	0.3 億円
合 計		5,832 億円

(注1) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

(注2) 上記のほか、「中小企業制度融資等【産業労働局】」に債務負担行為を698億円、「デジタルトランスフォーメーション推進に係るスタートアップ実証実験促進事業【産業労働局】」に債務負担行為を1億円、「ジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業【建設局】」に債務負担行為を2億円追加計上する。

新型コロナウイルス感染症への緊急対策**5, 831億円****1 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策****1, 615億円****◆ 感染拡大の防止に向けた取組****1, 007億円****○ 「感染拡大防止協力金」の支給****930億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、延長後の緊急事態措置期間中において、都の要請や協力依頼に応じて、全面的に協力頂ける都内の中小事業者等を対象とした「感染拡大防止協力金」を支給

支給額：50万円（2つ以上の店舗・施設で休業等に取り組む事業者 100万円）

○ 相談体制の確保(コールセンター・受診相談窓口)**3億円**

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制を充実させるため、「新型コロナコールセンター」を継続して設置するほか、「新型コロナ受診相談窓口」について、委託化するとともに、回線の増設経費等を計上

○ 医療機関、社会福祉施設等に提供するマスクの購入**27億円**

都内の医療機関や社会福祉施設等での感染防止策の向上を図るため、施設等に対するマスク1億200万枚を追加で確保

※「守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄附金」に寄せられた寄附金を一部充当

○ 感染防護具の備蓄**26億円**

新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ等への対応として、個人防護具180万着やゴーグル・フェイスシールド90万個等を追加で確保

○ 廃棄物処理事業者に対する新型コロナウイルス感染症緊急対策**2億円**

廃棄物処理は業務の性質上感染リスクが高く、作業員の感染予防対策が必要なため、マスクやゴーグル等の保護具等を一括購入し、廃棄物処理やリサイクルを行う事業者へ配布

○ 郵送によるシルバーパス一斉更新**10億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大へのリスク軽減等のため、シルバーパスの一斉更新の手法を臨時会場方式から郵送方式へ変更

○ 感染拡大防止のための歯科医療設備整備事業 **0. 1 億円**

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い歯科治療を行う病院等に対し、院内感染対策に必要な機器整備を支援

○ 医療機器産業への参入支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策) **1 億円**

新型コロナウイルス感染症のほかウイルスに起因する感染症の拡大予防や診断のための機器等の開発を促進するため、都内のものづくり中小企業等と製販企業が連携して技術開発から実用化までを行う際の必要となる経費を助成

○ 新事業分野開拓者認定・支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) **1 億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、ベンチャー等の中小企業が開発した感染拡大防止に資する新商品等を都が認定・導入・普及し、販路拡大を支援

**○ 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業
(新型コロナウイルス感染症緊急対策)** **0. 3 億円**

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が適当と指導された妊娠中の女性労働者に対し、有給にて休業を取得できる制度を整備し、休業を与えた都内中小企業に対し、奨励金を支給

○ 島しょにおける水際対策 **1 億円**

島民の生活と産業を支える離島航路・航空路の安全・安心を確保するため、現在実施している水際での検温体制の継続に必要となる経費を計上

○ 都知事選挙等における新型コロナウイルス感染症対策 **5 億円**

選挙執行における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒用アルコール等の物品を調達するなど、必要となる経費を計上

◆ 医療提供体制等の強化 **5 3 6 億円**

○ 診療体制の確保支援 **1 0 億円**

外来診療体制及び検査体制を強化するため、医療機関が設置する新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）の運営に係る経費及び地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営等に係る経費を支援

○ PCR検査の保険適用に伴う自己負担分の費用負担 **5 億円**

○ 抗原検査の保険適用に伴う自己負担分の費用負担 **5 億円**

新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）を設置している医療機関等において実施するPCR検査・抗原検査について、保険適用した場合に発生する自己負担分を都が負担

○ 検査体制の強化 **0.7億円**

東京都健康安全研究センターにおける新型コロナウイルス検査に係る検査試薬等の購入経費を計上

○ 民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保 **201億円**

新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いのある患者の一時受入れを行う医療機関を支援し、必要な病床を確保するため、医療機関に対する受入謝金等を拡充

○ 感染症法に基づく医療費等の公費負担 **2億円**

感染症法に基づき、当該患者が感染症指定医療機関で受ける医療に要する費用のうち、医療保険各法等による給付を受けた後の公費負担経費等を計上

○ 感染した医師に代わり診療を行う医師派遣体制の確保 **0.3億円**

地域の医療提供体制を確保するため、勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染した医療機関が、継続して診療が行えるよう他の医療機関から医師の派遣を行うための経費を支援

○ 休業となった医療機関に対する継続・再開支援 **0.5億円**

地域において必要な診療機能を維持するため、新型コロナウイルス感染症の感染により、休業又は診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、施設の消毒など継続・再開に要する経費を支援

○ 医療従事者に対する特殊勤務手当への支援 **8億円**

新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる医療従事者に対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援

○ 都立病院の職員に対する特殊勤務手当の支給 **11億円**

新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる都立病院の職員に対し、特殊勤務手当を支給する経費を計上

○ 宿泊施設活用事業 **197億円**

無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の療養環境を確保するため、ホテル等の宿泊施設を計4,000人分確保するとともに、健康管理に必要な体温計やパルスオキシメーター等の備品を整備

○ 医療従事者への宿泊先確保支援 **19億円**

新型コロナウイルス感染症患者の治療等に従事する医師・看護師等の深夜に及ぶ勤務時の宿泊等のため、医療機関がホテルを借上げる場合等の費用を支援

○ 入院医療体制の確保支援 73億円

重篤・重症の入院患者数の増加に対応し、人工呼吸器管理等が必要な患者を受け入れる体制を確保するため、集中治療室等で働く医療従事者の確保を支援

○ 新型コロナウイルスに関する抗体測定研究の推進 3億円

(公財) 東京都医学総合研究所において、新型コロナウイルスに関する抗体検査法の性能検査を通じた抗体検査を実施し、診断率の向上や疫学調査など、感染拡大防止に寄与するための研究を推進

○ 新型コロナウイルス感染症専用医療機関の整備に向けた調査 0.1億円

今後予想される新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、感染症専用の医療機関の施設整備や運営に必要な調査等を実施

◆ 区市町村と一体となった対策 72億円

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(特別区分) 72億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るための臨時交付金(特別区分)を計上

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

総額	1兆円
目的	地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る
交付対象	新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用(国庫補助事業の地方負担分を含む)



※都分は、民間医療機関における患者受入及び移送体制の確保(6.1億円)、新しい生活様式に対応したビジネス展開支援(3.5億円)、中小企業制度融資等(信用保証料補助)(7億円)、島しょ地域における貨物運賃補助事業(0.5億円)に充当

2 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化 3, 766億円

◆ 経済活動を支えるセーフティネット 3, 111億円 (債務負担行為698億円)

○ 中小企業制度融資等 3, 041億円 (債務負担行為698億円)

新型コロナウイルス感染症対応に係る中小企業制度融資について、申込状況を踏まえ、令和2年度の融資目標額を2兆5,000億円まで引き上げ、その融資に必要な預託金を増額するとともに、融資に係る信用保証料補助額を計上

○ 休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー (新型コロナウイルス感染症緊急対策) 0. 8億円

都内の中小企業が雇用調整助成金等を活用する際、必要となる申請手続等に関する基礎的な情報やノウハウを、オンラインセミナーなどより効率的に広く提供し、外出抑制を図りながら雇用継続を一層支援

○ 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業 4億円

非常時の雇用環境整備に資する取組を推進するため、都内に雇用保険事業所を置く国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業等に対し、奨励金を支給

○ 飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 6億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、業態転換に取り組む都内飲食事業者を支援するため、新たに宅配やテイクアウトサービス等を開始する際の初期費用等を引き続き助成

○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るソーシャルビジネス支援事業 0. 7億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う法人等に対し、活動に必要な経費を助成

○ クラウドファンディングを活用した資金調達支援 (新型コロナウイルス感染症緊急対策) 0. 2億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う法人や経営に影響を受けているスタートアップ等に対し、クラウドファンディングを活用した資金調達を支援

○ 企業再編促進支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 1億円

事業譲渡を検討している企業を対象に、事業内容の分析や事業譲渡可能な内容等の切り出し等の支援を行うとともに、譲受企業とのマッチングを支援し、企業間の事業再編を促進

○ 新型コロナウイルス感染症による中小企業経営への影響実態調査 0. 1 億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、都内中小企業において、売上の減少や家賃を含めた固定費負担などが経営に与える影響について実態を調査

○ 島しょ地域における定期航路・航空路補助事業 2 6 億円

定期航路・航空路の運航事業者に対する補助について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う欠損額が拡大しているため、必要経費を追加で計上

○ 島しょ地域における貨物運賃補助事業 0. 5 億円

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う島内生産者への影響を軽減し、島民生活の安定を図るため、農漁業生産物及び関連物資の輸送費に対する補助を拡充

**○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る
新販路開拓に向けた設備導入支援事業 1 億円**

新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化に対し、都内農業者の新たな販路開拓や6次産業化に向け、農産物を加工する設備等の導入経費を助成

○ チャレンジ農業支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 0. 4 億円

新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化に対し、都内農業者の新たな販路開拓や6次産業化に向け、販路開拓ナビゲータを設置するとともに、Eコマース等への出店経費を助成

○ 食の安全安心・地産地消拡大事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 3 百万円

J A東京アグリパークにおいて、これまで取扱いのなかった加工品も対象とすることで直売所と飲食店とのマッチング業務を強化し、販売の多角化を支援

○ 島しょ漁業振興施設整備(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 0. 9 億円

○ 水産加工経営強化促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 5 百万円

新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化に対し、競争力のある商品（冷凍・加工商品）の開発や販路拡大の取組を支援するため、コンサルティング経費に加え、その取組を実践するための設備導入に係る経費を助成

○ 漁協・漁業者経営支援対策事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 3 百万円

新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の変化に対し、漁協・漁業者における財務経理や販売システムの早期導入を支援するため、コンサルティング経費を助成

○ 文化芸術活動の幅広い支援の拡充 **28億円**

文化の灯を絶やさないため、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等が制作した作品をWeb上に掲載・発信する機会を設け、在宅でも都民が芸術文化に触れられる機会を提供する「アートにエールを！東京プロジェクト」の事業内容を拡充し、アーティスト等の活動を引き続き支援

◆ 都民生活を支えるセーフティネット **655億円**

○ 都立学校における修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用への支援 **0.5億円**

都立学校における臨時休業等に伴う修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、財政的な支援を実施

○ 中小企業従業員融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策) **55億円**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い融資が必要となった中小企業の従業員(非正規雇用の方を含む)に対して、無利子融資を引き続き実施

○ 東京ささエール住宅設備導入補助 **1億円**

安全・安心な住環境の構築のため、東京ささエール住宅(セーフティネット住宅)の安全性や利便性の向上に資する設備導入に対する経費を助成

○ 生活福祉資金貸付事業補助 **574億円**

新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、一時的な資金需要に対応する特例貸付(緊急小口・総合支援資金)について、当面必要となる原資を追加で計上

○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 **8億円**

新型コロナウイルス感染症の影響による失業等に伴う住居喪失者に対し、一時住宅等を引き続き提供

○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業 **14億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に、食料品等を提供

○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るオンライン就職支援事業 **3億円**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、学生や求職者の就職活動を支援するため、キャリアカウンセラーによるアルバイトや就職の相談、セミナー、企業説明会等をオンラインで実施

3 感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組

81億円

○ 都立学校における新型コロナウイルス感染症対策事業の拡充 6億円

都立学校における新型コロナウイルス感染症への追加対策として、サーモグラフィーやアクリル板等の感染症対策用品を購入

○ 区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の拡充 28億円

区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症への追加対策として、サーモグラフィーやアクリル板等の感染症対策用品の購入経費を補助

○ 私立学校における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の拡充 8億円

私立学校における新型コロナウイルス感染症への追加対策として、サーモグラフィーやアクリル板等の感染症対策用品の購入経費を補助

○ 新しい生活様式に対応したビジネス展開支援 35億円

感染拡大防止を図りながら経済活動を進められるよう、予防対策ガイドラインの普及から、そのガイドライン等に沿った都内中小企業の具体的な取組を支援するとともに、3密回避を前提としたビジネスモデルへの転換の取組に対し助成

○ 宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業 1億円

都内宿泊施設が実施する非接触型サービスの導入や新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を支援するため、専門家の派遣や施設整備等に係る経費を助成

○ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業 2億円

都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を加速させるため、一部の客室改修を全額補助とするなど補助事業を拡充し、事業者の取組を一層支援

4 社会構造の変革を促し、直面する危機を乗り越える取組

369億円

○ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る 都税事務所等窓口の混雑緩和対策 0.9億円

各都税事務所等の窓口混雑状況や処理状況を配信することで、窓口の混雑緩和を図り、待合スペースでの滞留を防ぐため、窓口混雑状況配信サービスを全面的に導入

○ 都立学校におけるオンライン学習等の環境整備

0. 8 億円

都立中学校等における1人1台の学習用PC等の整備を前倒しして実施するとともに、オンライン学習の定着と加速化を実現するため、通信環境の整備を促進

○ 新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援 366 億円

新型コロナウイルス感染症の感染予防等の安全対策のため、テレワーク機器等を整備した企業に対して申請受付期限を延長して経費を助成し、取組を促進

**○ デジタルトランスフォーメーション推進に係る
スタートアップ実証実験促進事業**

**0. 7 億円
(債務負担行為1億円)**

革新的な発想を持つスタートアップ企業によるイノベーションの創出を促し、危機をチャンスに転換し、社会変革を加速させていくため、デジタルトランスフォーメーション分野の活用による新たなビジネスモデルの実証に挑戦する企業を支援し、実証事例を発信

その他の事項

0. 9 億円

○ ジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業

**0. 7 億円
(債務負担行為2億円)**

動物園の魅力向上や来園者サービスを高めるとともに、希少動物の保護を図るため、恩賜上野動物園で実施しているジャイアントパンダ保護に係る共同研究事業の継続に必要な経費を計上

○ 都議会議員補欠選挙

0. 3 億円

都議会議員補欠選挙に係る対応経費を計上

会計別総括表

(単位：百万円)

区 分	今回補正額	既定予算額	計
一 般 会 計	582,623	7,814,359	8,396,983
特 別 会 計	-	6,015,228	6,015,228
特 別 区 財 政 調 整	-	1,012,776	1,012,776
地 方 消 費 税 清 算	-	2,351,732	2,351,732
小笠原諸島生活再建資金	-	372	372
国民健康保険事業	-	1,096,171	1,096,171
母子父子福祉貸付資金	-	3,888	3,888
心身障害者扶養年金	-	4,057	4,057
中小企業設備導入等資金	-	697	697
林業・木材産業改善資金助成	-	52	52
沿岸漁業改善資金助成	-	48	48
と 場	-	5,950	5,950
都 営 住 宅 等 事 業	-	168,487	168,487
都 営 住 宅 等 保 証 金	-	2,456	2,456
都 市 開 発 資 金	-	4,055	4,055
用 地	-	19,016	19,016
公 債 費	-	1,343,225	1,343,225
臨海都市基盤整備事業	-	2,246	2,246
公 営 企 業 会 計	549	2,085,643	2,086,192
病 院	549	207,921	208,470
中 央 卸 売 市 場	-	105,115	105,115
都 市 再 開 発 事 業	-	9,146	9,146
臨海地域開発事業	-	113,053	113,053
港 湾 事 業	-	4,990	4,990
交 通 事 業	-	81,991	81,991
高 速 電 車 事 業	-	305,042	305,042
電 気 事 業	-	1,916	1,916
水 道 事 業	-	509,221	509,221
工 業 用 水 道 事 業	-	7,618	7,618
下 水 道 事 業	-	739,630	739,630
合 計	583,172	15,915,230	16,498,403

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	6,052	6,052
都 民 安 全 推 進 本 部	-	3,863	3,863
戦 略 政 策 情 報 推 進 本 部	-	24,368	24,368
総 務 局	8,176	1,620,201	1,628,377
財 務 局	549	635,992	636,541
主 税 局	90	141,708	141,798
生 活 文 化 局	3,625	242,404	246,029
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 局	-	335,447	335,447
都 市 整 備 局	-	103,141	103,141
住 宅 政 策 本 部	100	37,307	37,407
環 境 局	227	59,324	59,551
福 祉 保 健 局	118,731	1,304,762	1,423,492
病 院 経 営 本 部	-	14,774	14,774
産 業 労 働 局	445,155	768,171	1,213,326
建 設 局	65	583,235	583,300
港 湾 局	1,728	113,367	115,095
会 計 管 理 局	-	3,447	3,447
労 働 委 員 会 事 務 局	-	665	665
収 用 委 員 会 事 務 局	-	460	460
議 会 局	-	6,079	6,079
人 事 委 員 会 事 務 局	-	956	956
監 査 事 務 局	-	1,017	1,017
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	549	5,522	6,071
教 育 庁	3,628	879,931	883,559
警 視 庁	-	666,442	666,442
東 京 消 防 庁	-	255,724	255,724
合 計	582,623	7,814,359	8,396,983

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

令和2年第二回定例会 補正予算案

緊急対策（第四弾）に掲げる施策や、感染症防止と
経済社会活動との両立を図るための施策等を実施

補正予算の規模 **5,832 億円**

新規事業数 **25 件**

1. 新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策 **1,615億円**

① 感染拡大の防止に向けた取組 **1,007億円**

感染拡大防止協力金の支給 **930億円**

医療機関、社会福祉施設等に提供するマスクの購入 **27億円**
(守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄付金を活用)

新 廃棄物処理事業者に対する緊急対策 **2億円**

など

② 医療提供体制等の強化

536億円

新 抗原検査に伴う自己負担分の費用負担 5億円

新 抗体測定研究の推進 3億円

診療体制の確保支援 10億円

民間医療機関における患者受入及び
移送体制の確保 201億円

など

2. 経済活動と都民生活を支えるセーフティネットの強化

3,766億円

① 経済活動を支えるセーフティネット 3,111億円

中小企業制度融資等 3,041億円

文化芸術活動の幅広い支援の拡充 28億円

など

②都民生活を支えるセーフティネット 655億円

新 ひとり親家庭支援事業 14億円

新 オンライン就職支援事業 3億円

など

3. 感染症防止と経済社会活動との両立等を図る取組 81億円

都立学校、区市町村立学校及び私立学校における感染症対策事業の拡充 42億円

 新しい生活様式に対応したビジネス展開支援 35億円

など

4.社会構造の変革を促し、**直面する危機を乗り越える取組**
369億円

テレワーク活用促進緊急支援 366億円

新 デジタルトランスフォーメーション推進に係る
スタートアップ実証実験促進事業 0.7億円

など

1都3県共同メッセージ

STAY HOME



みんなで守ろう
「いのちと暮らし」

緊急事態は継続中

感染予防を改めて徹底しましょう

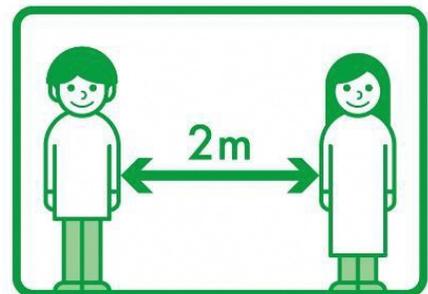
- ・外出の自粛
- ・お互いに2mの距離を確保
- ・手洗い・咳エチケットなどの取組

次なる感染拡大の波に備えて

我々は連携を更に深めて全力で

- ・みんなの「いのちと暮らし」を守ります
- ・一歩進んだ新しい社会を実現します

SOCIAL DISTANCE



新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな意見・要望について

所管部	意見・要望
企画政策部	令和2年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金」について、区市町村に示された交付限度額が、地域経済や住民生活の支援を図るための交付金としては不十分な額となっているので、更なる財政負担を行うよう要請を行うこと。
総務部	国が給付する「持続化給付金」「持続化給付金」「特別定額給付金」や都が給付する「感染拡大防止協力金」等について税務上の取扱いについて丁寧な周知をお願いする。また、周知の際は、課税対象となる場合であっても損益通算の適用となり、赤字の場合は実質的な税負担がない旨等も併せてしていただきたい。
	新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ(骨格)について <ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップ中に『暮らしや働く場での「新しいあたりまえ」の定着』とあるが、「新しいあたりまえ」を具体的に示していただきたい。 ・休業要請の緩和措置のステップを「外出」「イベント」「施設」等、区分ごとに具体的な緩和措置を示していただきたい。 ・感染症を乗り越えるためのロードマップの内容を区民の皆様に分かりやすく説明するとともに、休業要請の緩和に係る情報はスピード感をもって発信していただきたい。
	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた適切な避難のため、都民に対して、在宅避難及び親戚・知人宅等への避難を検討しておくことの周知や、感染症軽症者の避難先の確保など、広域的な対策を講じていただきたい。
区民部	本区では、東京都感染拡大防止協力金の支給対象外となる中小企業者等について、本区独自の家賃助成事業である「文京区内中小企業者 緊急家賃助成事業」を実施するが、今後国や都において同様の家賃助成事業が始まった場合に、本区の家賃助成事業受給者が対象外とならないよう、特段の配慮をお願いしたい。
	(公財)東京しごと財団が実施している「事業継続緊急対策(テレワーク)助成金」において、申請受付期間が令和2年3月6日(金)～令和2年5月12日(火)必着となっているが、この期間は緊急事態宣言前に定められたものであり、緊急事態宣言後、区内中小企業において勤務調整などを行っていることから、この期限内での提出は厳しいという声がある。1カ月に及ぶ緊急事態宣言及び今後の動きを鑑み、申請受付期間の延長をお願いしたい。
子ども家庭部	新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園に伴うベビーシッター利用支援事業について、助成券発行システムのアカウント発行までに約10日ほどかかるスキームとなっているが、臨時休園に伴い、急遽預け先が必要になった保護者に本事業を活用してもらうためにも、アカウント発行までの時間及び手続の短縮を要望します。
	保護者が陽性となり、その子どもが陰性であるが他に保護者となる者がいない場合、厚生労働省からは、自治体において <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の一時保護所での一時保護 ・児童養護施設等への一時保護委託 ・子育て短期支援事業の活用 ・保護者が入院している医療機関への一時保護委託 を利用することが挙げられている。 しかしながら、濃厚接触者である子を感染対策に配慮しながら保護するには、上記施設は広さや人員体制などから困難であることが見込まれる。したがって、東京都都児童相談所において速やかに保護ができるよう、ホテル等の専用施設の確保をお願いしたい。
教育推進部	感染症予防物品の優先提供について(障害児通所施設) 区教育センターで実施する通所支援事業の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業並びに総合相談事業の実施にあたり、特に手指消毒用エタノール等消毒に必要な感染予防物品の在庫が不足している。販売店の入荷時期が見通せない中、事業を利用する児童生徒及び保護者等を感染から防ぐために、至急これらの物品を都において確保いただき、優先的に提供いただけるようご検討いただきたい。

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 総務課

- 男女平等センターの貸施設の使用について
6月30日（火）まで、使用中止とする。

2 税務課

- 徴収猶予制度及び徴収猶予の特例制度の周知（5月1日 HP 掲載）
新型コロナウイルス感染症の影響の影響により納税が困難な方に向けて、各種猶予制度が利用できることを周知する。特に4月30日に施行された徴収猶予の特例制度（無担保・延滞金なし）については、令和2年度税額通知書（普通徴収・特別徴収）にチラシを同封して周知する。

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 区民課

- 会議室等の利用開始について
各地域活動センター、区民会館、不忍通りふれあい館、区民センター、交流館、シビックセンター区民会議室は、6月30日（火）までは、使用中とする。
- 緊急事態解除宣言があった場合の各施設開館時間について
（1）区民会館（大塚北会館、本郷会館、動坂会館）、不忍通りふれあい館、区民センター、交流館の開館時間を平日9時から17時までとする措置は、当面の間、継続とする。
（2）区民会館（白山東会館、かるた記念大塚会館、駕籠町会館）の休館措置は、6月30日（火）までとする。

2 経済課

- 区内飲食店宅配支援事業の期間延長
「文京ソコヂカラ」宅配支援事業は、4月27日（月）から5月31日（日）までの予定で開始したが、7月31日（金）まで継続して実施する。
- 郵送による融資あっせん書類の受付開始
新型コロナウイルス対策緊急資金、緊急事業資金について5月11日（月）から郵送での書類の受付を開始。
- 区単独補助事業の受付停止
展示会等出展費用補助金、持続可能性向上支援補助金、チャレンジショップ支援事業等。5月31日（日）まで受付停止。

3 緊急経済対策推進室

- 特別定額給付金について
5月12日（火） オンライン申請受付開始
19日（火） 順次、各世帯に対して申請書送付
29日（金） 支給開始、以後順次支給
- 中小企業者緊急家賃助成について
5月11日（月） から郵送での申請書類の受付開始

4 戸籍住民課

- 第四土曜日の開庁について

5月23日（土）のマイナンバーカード交付については、感染拡大防止の観点から休止する。

なお、周知については、ホームページ等で行う。

- マイナンバーカード事前審査窓口の設置について

文京区における特別定額給付金のオンライン申請開始に伴い、5月13日（水）から5月18日（月）まで、文京シビックセンター2階区民サービスコーナーに臨時窓口を設置し、マイナンバーカードに関する手続の事前審査を行った。

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 アカデミー推進課

● 貸施設について

- ・6月30日まで使用中止を継続する。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、シビックホール（大・小ホール）、スカイホール、シビックホール関連施設（多目的室・練習室・会議室・特別応接室）

- ・還付金手続きがあるため、当面の間、文京アカデミーは、窓口受付時間縮小で対応する。

● 観光インフォメーション

当面の間電話対応のみとし、窓口業務は休止する。

● 「自宅で楽しめる観光情報」の公開

自宅で”旅行気分”・”観光気分”を味わえる観光情報を集めホームページにて公開。(5/1)

周知：区公式 Twitter への投稿

区HPの「お家で楽しめるコンテンツ」に掲載

職員ポータル「新型コロナウイルス掲示板」に掲載

2 スポーツ振興課

● 貸施設について

- 6月30日まで使用中止を継続する。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、六義公園運動場、後楽公園少年野球場、竹早テニスコート

● 運動不足解消・健康維持等を目的とした動画の公開

自宅で簡単に行えるトレーニングとして「自宅でチェアエクササイズ」を区公式 YouTube チャンネルに公開。(5/12)

制作：(株)東京ドームスポーツ

周知：区公式 Facebook 及び Twitter への投稿

区HPの「お家で楽しめるコンテンツ」に掲載

- 区民に向けたメッセージ動画の公開

区内に本社を置く日本を代表するプロバスケットボールチーム「アルバルク東京」の協力により、区民へ向けた応援メッセージを区公式 YouTube チャンネルに公開。(5/15)

周知：区公式 Facebook 及び Twitter への投稿

区HPの「文京区の出来事」に掲載

上記2点とも、職員ポータル「新型コロナウイルス掲示板」に掲載

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 高齢福祉課

● シルバー緊急隊事業の実施

新型コロナウイルス感染症対策に係る高齢者や障害者への生活支援の一環として、（公社）文京区シルバー人材センターのマンパワーを活用し、買い物支援を行う。

5月25日から当面の間、「シルバー緊急隊事業」として実施する。

2 障害福祉課

● 区立大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所の臨時休業

5月7日から5月31日まで障害福祉サービスの提供を休止し、臨時休業とする。

ただし、介護者が不在等により自宅で過ごすことが困難な利用者を対象に、福祉作業所において見守り対応を行う。

● 区立本郷福祉センター若駒の里の活動時間の短縮及び利用自粛

5月7日から5月31日まで活動時間を短縮するとともに、自宅で過ごせる方はできるだけ利用を控えるよう協力を依頼した。

● 区立放課後等デイサービスJOYの活動時間の短縮及び利用自粛

5月7日から5月31日まで活動時間を短縮するとともに、自宅で過ごせる方はできるだけ利用を控えるよう協力を依頼した。

3 生活福祉課

● 住居確保給付金の支給対象者拡大等に係る対応

4月20日の支給対象者の拡大及び4月30日の申請条件の緩和に伴う申請件数の増加に対応するため、生活福祉課以外に設置している面談会場を6月末まで延長する。

4 国保年金課

- 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給
新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われた国民健康保険被保険者かつ給与等を受ける被用者に対して、傷病手当金の支給を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯等に対して、保険料の減免を実施する。

* 東京都後期高齢者医療広域連合においても、同様の傷病手当金の支給及び保険料の免除等を予定している。

* 日本年金機構において、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の免除を行い、区の窓口においても法定受託事務として受付を開始している。

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 子育て支援課

- 子育て支援推進担当の各事業について
サービスの休止・縮小については、原則、「5月6日（水）まで」から「当面の間」の措置とした上で、長期化を見据えて下記のとおり見直しをした。
 - (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）やキッズルームについては条件付きで受け入れを再開した。
 - (2) ひとり親家庭子育て訪問支援券については、郵送による新規申請を受付開始した。
- 子育てフェスティバルについて
第11回対策本部の見解を受け、今年度は、保育園及び幼稚園の施設案内展示のみの開催とする。

2 幼児保育課

- ベビーシッター利用支援事業を開始
都の事業を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業を開始した（HP掲載）。
- 在園中の保育園保護者の新型コロナウイルス感染症に伴う離職等による在園要件について、就労開始期限を令和2年9月末までとする。

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 生活衛生課

- 文京区新型コロナウイルス PCR 検査センターの開設
5月18日より、区内医療機関内（場所は非公開）にPCR検査センター（検査実施数は、週15検体程度）を開設した。予約受付業務は、小石川医師会が行う。

2 健康推進課

- 子宮がん検診・乳がん検診原則休止
医師会に委託している子宮がん検診、8医療機関に委託している乳がん検診は、5月31日まで検診を原則休止とする。
- 妊婦歯周疾患検診・在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業原則休止
歯科医師会に委託している妊婦歯周疾患検診、在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業は、5月31日まで検診を原則休止とする。
- 受動喫煙防止対策において、飲食店店頭の標識掲示確認等業務委託の実施を延期。

3 予防対策課

- 感染者の搬送について
PCR検査の結果が陽性となった軽症者の入院医療機関への移送について、より確実かつ迅速に対応できるように、これまでの民間救急への業務委託に加えて、新たに移送体制を確保した。
 - ・感染者移送車両・・・民間自動車会社より車両1台の提供
 - ・車両運行・・・民間タクシー会社に車両運行業務を委託

4 保健サービスセンター

5/31まで事業中止としている事業のうち、以下のとおり対応を変更した。

- 事業再開
 - ・4か月児健康診査 5/12～（受付時間指定予約制で実施）
 - ・ネウボラ面接（育児パッケージの交付を含む。） 5/11～
 - ・特別経過観察 5/11～

- ・親支援心理相談 保健サービスセンター 5/25～、本郷 6/8～
- ・発達健康診査 6月～
- ・乳児家庭全戸訪問 6月～
- ・精神保健相談 保健サービスセンター 5/14～、本郷 5/20～

● 中止継続（6/30 まで延長）

- ・ 1 歳 6 か月児健康診査
- ・ 3 歳児健康診査
- ・ 母親学級、両親学級
- ・ はじめての離乳食
- ・ ステップアップ離乳食
- ・ 乳児食講習会
- ・ 健康センター臨時休館
- ・ 健康づくり事業

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 施設管理課

- シビックセンター総合案内窓口の時間短縮
4月18日（土）から5月31日（日）まで、窓口案内の終了時間を1時間短縮し、18時30分終了とした。
- シビックセンター内便益施設等の営業時間等の変更
 - ・シビックスカイレストラン椿山荘（25階）
4月11日（土）から当面の間 臨時休業
 - ・カフェ・ド・クリエ（1階）
4月9日（木）から5月31日（日）まで営業時間短縮等
平日：7時30分～18時
土曜日・日曜日・祝日：5月15日（金）まで休業
5月16日（土）～5月31日（日）8時～17時
 - ・ファミリーマート（1階）
4月12日（日）から5月31日（日）まで営業時間短縮等
平日・土曜日：7時30分～18時
日曜日・祝日：休業
 - ・JTB文京シビックセンター店（地下2階）
4月8日（水）から5月31日（日）まで臨時休業

2 整備技術課

- 一時中止工事等の再開
 - ・旧国家公務員研修センター解体工事、同工事監理業務委託
（5月11日（月）から再開）

報告事項（4月28日以降決定したもの）

1 教育センター

- 児童発達相談センター事業
通所支援事業の児童発達支援（そよかぜ）・放課後等デイサービス（ほっこり）について、引き続き継続するが、5月31日まで利用自粛の協力依頼を行った。
- 総合相談事業
面接相談・機能訓練・グループ指導は当面の間休止としているが、希望する方には電話での対応を行い、必要に応じて面談等の個別対応を行っている。
- 教育支援センター（ふれあい教室）
5月31日まで引き続き休室し、電話での対応を中心に行い、必要に応じ勉強やカウンセリング等の個別対応を行っている。

2 真砂中央図書館

- 予約確保済図書のお届けサービスの開始
5月14日から、現在予約確保済図書があり、文京区在住でご希望の方に図書・雑誌の郵送（送料は利用者負担）を開始した。
絵本、児童書、児童雑誌については、無料による宅配を開始した。

協 議 事 項

1 総務課

- 郵送手続推進のため HP に公開している「料金受取人払」のフォーマットの利用期間を 6 月 30 日まで延長したい。

2 職員課

- 緊急事態宣言の延長に伴い、5 月 6 日までとしていた職員の出勤調整を緊急事態宣言の期間中までとした。(4 月 30 日全庁周知)
緊急事態宣言が解除された後の対応については、東京都の動向及び要請を踏まえて検討する。
- 職員食堂の臨時休業措置
緊急事態宣言が解除された後の対応については、委託業者と協議の上、東京都の動向及び要請を踏まえて検討する。

3 契約管財課

- 契約事務の再開
業務上支障がないものについては 6 月以降の入札とし、5 月入札対象案件の縮小を行った。
緊急事態宣言解除後、一時中止していた入札等の契約事務を再開したい。

協 議 事 項

1 区民課

- 地域活動センター窓口について
緊急事態宣言が解除された場合においても、平日夜間、土・日・祝日の窓口業務の休止について当面の間、継続したい。
- やまびこ荘の運営開始及び山村体験交流事業の再開時期
緊急事態解除宣言があった場合、休館措置の解除と山村体験交流事業の開始時期については、都内における発生状況や外出自粛要請の有無など、都の動向や、運営する事業者の意向を確認したうえで、再開を検討したい。
- ふれあいサロン事業及び交流館事業の再開
緊急事態解除宣言があった場合の各事業については、都内における発生状況や外出自粛要請の有無など、都の動向を踏まえ、準備が整った事業から感染拡大防止に留意した上で開催を検討したい。
- 文京区町会連合会会合について
緊急事態解除宣言があった場合、都内における発生状況や外出自粛要請の有無など、都の動向を踏まえ、感染拡大防止に留意した上で開催を検討したい。

2 戸籍住民課

- 窓口業務について
緊急事態宣言が解除された場合においても、第二日曜日、第四土曜日及び水曜夜間の開庁の休止を当面の間、継続したい。
- 区民サービスコーナー業務について
緊急事態解除宣言があった場合においても、平日夜間、土・日・祝日の窓口業務の休止を当面の間、継続したい。

協 議 事 項

1 アカデミー推進課

- 文京ふるさと歴史館及び森鷗外記念館の開館について
緊急事態宣言が解除された場合、東京都の「新型コロナウイルス感染症ロードマップ」の「休業要請の緩和措置」ステップ1に沿って、文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館及び旧伊勢屋質店について再開の方向で進めたい。
- 屋外スポーツ施設について
屋外スポーツ施設の申込み受付を再開の方向で進めたい。

協議事項

1 子育て支援課

- 休止・縮小している事業について
現在、休止・縮小している事業については、国による緊急事態宣言の区域指定の解除及び都のロードマップを勘案した上で、保育所及び学校の対応を踏まえつつ検討する。
その際は、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、区民限定、定員の減、時間短縮等、制限を設けながら事業を再開し、状況に応じて段階的に制限を解除していく。
- 住民活動を母体とする事業（ファミリーサポートセンター等）について
活動主体が区民である事業については、各団体の意向を確認しつつ、緩やかに再開に向けた準備を行う。
- 郵送勧奨について
「新しい生活様式」として、引き続き郵送申請を勧奨する。

2 幼児保育課

- 区内の認可保育所等の臨時休園について
6月30日までとしている区内の認可保育所等の臨時休園について、緊急事態宣言及び都の動向を受けて段階的な受入対応を行う。
なお、時期は都の動向を鑑みて判断することとし、引き続き休園する保護者の保育料は日割りで還付とする。
- 中止等としている事業について
区のBCP対応として中止等としている以下の事業について、BCP対応に合わせて再開もしくは段階的な開始について確認したい。
 - ・緊急一時保育の受け入れ（現在中止中）
 - ・入園相談窓口の対応（現在は電話相談を推奨）
 - ・巡回指導（現在中止中）

3 子ども家庭支援センター 児童相談所準備担当

- 児童相談所予定地ひろばの運営について
緊急事態解除宣言があった場合に備え、国や東京都等の動向を踏まえた上で、運営の再開を決定したい。

協 議 事 項

1 児童青少年課

(緊急事態宣言解除後の対応について)

- 青少年プラザ (b-lab) について
緊急事態宣言解除後、東京都の動向も確認しながら開館する。開館する場合は、当面の間は、いわゆる「3密」を避けるための措置として、入場人数制限や一部施設（音楽スタジオなど）の利用制限を行うことを検討する。
- 育成室について
緊急事態宣言解除後、東京都の動向や学校の対応を確認しながら、再開の時期を判断する。再開する場合は、児童及び職員が「3密」を避けて保育ができるよう、育成室以外の区施設に分散して保育ができるよう検討する。なお、緊急事態宣言下における保育料の還付や免除について、国の補助金により補填されることとなったため、4・5月分の保育料について免除としたい。
- 児童館について
育成室の保育状況により開館時期は検討する。
- 放課後全児童向け事業について
学校の通常再開（給食開始等）後に再開する。なお、「3密」にならないよう検討する。

2 真砂中央図書館

- 緊急事態宣言解除後の図書館サービスについて
緊急事態宣言が解除された場合は、予約による貸出及び返却の受付のみとするサービス業務の一部休止による開館とし、併せて、感染拡大防止の観点から開館時間を短縮することとしたい。
- サービス業務の一部休止による開館以降の運営について
東京都による休業要請緩和に向けたロードマップ等に沿い、閲覧席の縮減など感染症予防に関する措置を講じたうえで、館内閲覧を可とすることや、本来の開館時間とする運営に移行する。
移行の時期については、課において感染対策の状況を判断し移行する。

第10回 新型コロナウイルス感染症対策本部 要点記録

日時：令和2年4月6日（月）16:00～

会場：庁議室

出席者：区長、副区長、教育長、企画政策部長、総務部長（危機管理室長兼務）、
区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、子ども家庭部長、保健衛生部長、
都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、
教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、財政課長、広報課長、
総務課長、職員課長、危機管理課長、防災課長、生活衛生課長
欠席者：教育長、予防対策課長

1 生活衛生課長より、国の動向等について資料説明

2 各部からの報告等について

- ・ 緊急事態宣言が発令された場合の対策本部への切り替えについて議論された。
- ・ 文京区事業継続計画における対応について議論された。
- ・ 各課におけるローテーション勤務や部内応援体制等について議論された。
- ・ 各種相談業務について、議論された。
- ・ 区民部より、届出受付業務について報告があった。
- ・ アカデミー推進部より窓口業務および事業の縮小の周知方法について報告があり、議論された。
- ・ 福祉部より障害福祉サービスについて、報告があった。
- ・ 子ども家庭部より、保育園の運営について報告があった。
- ・ 保健衛生部より、小児の定期健診について報告があった。
- ・ 土木部より、ひろば・公園について、報告があった。
- ・ 資源環境部より、廃棄物の収集及び運搬業務について、報告があった。
- ・ 土木部および施設管理部より、各種工事について報告があった。
- ・ 施設管理部より、展望ラウンジについて報告があった。
- ・ 教育推進部より、小学校、中学校、幼稚園の始業式・入園式等について報告があった。

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部 要点記録

日 時：令和2年4月28日（火）午前9時～午前9時20分

会 場：区議会第1委員会室

出席者：区長、副区長、教育長、企画政策部長、総務部長（危機管理室長兼務）、区民部長、アカデミー推進部長、福祉部長、子ども家庭部長、保健衛生部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、施設管理部長、会計管理者、教育推進部長、監査事務局長、区議会事務局長、企画課長、広報課長、総務課長、危機管理課長、防災課長、生活衛生課長、財政課長、職員課長

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応について

(1) 報告事項

資料に基づき、情報共有を図った。

(2) 協議事項

(企画政策部)

- ・行政情報センターの業務一部再開（電話相談のみ）について確認した。

(総務部)

- ・緊急事態宣言の期間延長が行われた場合の職員食堂の臨時休業の継続について確認した。

(アカデミー推進部)

- ・緊急事態解除宣言があった場合も都内感染期であるため、文京ふるさと歴史館、森鷗外記念館、地域アカデミー（湯島・音羽・茗台・千石）及び文京アカデミー及びアカデミー向丘の業務について緊急事態宣言時と同様の取扱いを確認した。

(子ども家庭部)

- ・9月開催予定の子育てフェスティバルについては、分散開催や保育園の紹介等掲示に限定するなど、縮小実施の方向で検討することを確認した。

(学校教育部)

- ・青少年プラザ（b-1ab）及び児童館については、緊急事態解除宣言があった場合でも、当面の間、休館することを確認した。
- ・図書館については、緊急事態解除宣言があった場合は、5月末まで、サービス業務の一部休止及び開館時間の短縮で開館することを確認した。
- ・教育センターの児童発達支援センター事業、総合相談事業、教育支援センター（ふれあい教室）については、緊急事態解除宣言があった場合でも、当面の間、現在の措置を継続することを確認した。

(3) その他

- ・緊急事態解除宣言があった場合でも、都内感染期であることに変わりはないため、事業継続計画（新型コロナウイルス感染症編）どおりの対応であることを確認した。
- ・臨時休業している職員食堂を職員向けの昼休憩室として開放しているため、特に職員数の多い部署では周知を行うよう依頼があった。